

電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う「電子的診療情報連携体制整備加算2」の施設基準を満たしているものとして、地方厚生局に届出を行っております。
医療DX推進体制として、次のように整備を行っています。

・オンライン請求の実施

診療報酬の請求をオンラインで行っています。

・オンライン資格確認体制の整備

マイナ保険証(マイナンバーカード)によるオンライン資格確認を行う体制を有しています。

・診療情報の閲覧・活用

オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報(薬剤情報・健康診断の情報等)を、診察室等で閲覧・活用できる体制を有しています。

・電子処方せんの発行や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方せんを発行して、他医療機関・薬局との電子的な連携を図る体制を有しています。
電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制は整備していく予定です。

当院は、これらの電子的診療情報連携体制により、患者様の診療情報を適切に取得・活用し、より質の高い医療の提供に努めています。